

A. この目的に当てはまるケース

日本を経由して第三国へ渡航する際に、乗り継ぎのために日本国内に立ち寄る場合のことです。
(乗り継ぎの場合であっても、日本で友人や親族を訪問する目的や商用の目的を有するときは、それぞれの目的に応じた短期滞在査証を申請してください。)

B. 提出書類

※ 各種提出書類の詳細は、当館 HP の「各種提出書類の補足説明」をご参照下さい。

① フィリピン共和国パスポート

(注) ラミネートが剥がれているもの、署名のされていないもの、余白が2ページ以上ないものは受付できません。

② 査証(ビザ)申請書

(注) 大使館ホームページ、大使館入口、代理申請機関で入手できます。

③ 申請用写真1枚(4.5cm×4.5cm、上半身無帽、背景白)

(注) 申請書の所定の欄に糊づけしてください。

④ 出生証明書

(注1) 文字がつぶれて読めない、又は、端が切れて情報が完全でない場合は、市町村役場発行の出生証明書を一緒に提出して下さい。

(注2) 出生届が遅延登録の方は別途「洗礼証明書」、「学校成績表(小学校又は高校、フォーム137)」、「卒業アルバム(提出可能な方)」を一緒に提出して下さい。

(注3) 国家統計局(P S A)に記録が無い場合は、市町村役場発行の出生証明書と発行の無登録の証明書を一緒に提出して下さい。

⑤ 婚姻証明書(既婚の方のみ)

(注1) 既婚者で婚姻記録がP S Aに無い場合は、市町村役場発行の婚姻証明書とNSO発行の無婚姻証明書を提出してください。

(注2) ④及び⑤はP S A本部又は「Serbilis Outlet Center」で取得してください。いずれも発行から1年以内のものに限ります。

(注3) 使用済みの日本入国査証が旅券で確認できる場合、④及び⑤の提出は必要ありません。

⑥ 滞在予定表

⑦ 預金残高証明書

⑧ 航空会社発行の予約確認書

⑨ 最終目的地の有効な査証

⑩ フィリピンに永住、駐在等の長期滞在査証を有して滞在する外国人の査証申請については、上記提出書類(申請者の出生証明書を除きます。)に加えて、フィリピン政府発行の外国人登録証明書写しを提出して下さい。

(注) 短期間の滞在査証を有して滞在している外国人の査証申請については、当館で受理できませんので、国籍又は市民権を有する地を管轄する公館において申請してください。